

平成30年1月22日
自動車局保障制度参事官室

「第5回自動運転における損害賠償責任に関する研究会」を開催します

第5回自動運転における損害賠償責任に関する研究会を開催し、主に本研究会報告書のとりまとめに向けた素案について議論します。

自動運転では、システムの欠陥・障害等による事故が想定され、事故原因・責任関係の複雑化が予想されるため、事故時の責任関係に係る制度面での取組が必要となっています。

このため、国土交通省では、平成28年11月より自動運転における自動車損害賠償保障法の損害賠償責任のあり方について検討を行っており、今般、下記のとおり第5回研究会を開催します。

記

1. 日 時 : 平成30年1月26日(金) 13:00~15:00
2. 場 所 : NS虎ノ門ビル 11階 B会議室
(東京都港区西新橋1-6-15)
3. 委員名簿 : 別紙1のとおり
4. 議 事 : (1) EDR・CDRの現状について
(2) 研究会報告書(素案)について
5. 取 材 等 : 当研究会は非公表ですが、冒頭のみ撮影可能です。撮影を希望される方は、別紙2に必要事項を記入の上、1月25日(木)17時までにFAXにて次の連絡先までお申し込みください。撮影される方は、当日12:45までに会場入口にお集まり下さい。
資料及び議事要旨については、委員に確認の上、後日、国土交通省ホームページにて公開する予定です。

【連絡先】

自動車局保障制度参事官室 佐藤、河村、吉見
代表 03-5253-8111 (内線 41443、41413)
直通 03-5253-8586 FAX 03-5253-1636